

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を次のように改正
する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「工業地域」の次に「（新産業の森北部地区を除く。）」を加
え、同条に次の2号を加える。

- (8) ロボット センサー，知能・制御系，駆動系の3つの要素技術を有する知能
化した機械システムをいう。
- (9) ロボット関連事業 ロボット本体，ロボットシステム及びロボットの要素技
術の研究開発，ロボットの設計並びにロボットの生産に係る事業をいう。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 投下資本額が次のア及びイに掲げる企業立地等事業計画の区分に応じ当該ア
及びイに定める金額以上であること。

ア ロボット関連事業を行うもの 2億円（中小企業等にあつては，3千万
円）

イ ア以外のもの 3億円（中小企業等にあつては，5千万円）

第3条第2項第2号中「平成28年3月31日」を「平成32年3月31日」に
改める。

第6条第1項中「次項において「」を「以下「」に、「次項において同じ」を「第3項において同じ」に改め、同条第3項中「前2項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける固定資産であって、ロボット関連事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、市税条例第24条又は第46条の規定にかかわらず、前項に規定する税率が適用される最終の年度の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分に限り、固定資産税にあつては100分の1.05（認定企業等が中小企業等である場合は、100分の0.7）とし、都市計画税にあつては100分の0.1875（認定企業等が中小企業等である場合は、100分の0.125）とする。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける固定資産であって、ロボット関連事業の用に供するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の税率については、市税条例第24条又は第46条の規定にかかわらず、前項の規定に基づく免除の最終の年度の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分（認定企業等が中小企業等である場合は、3年度分）に限り、固定資産税にあつては100分の0.7とし、都市計画税にあつては100分の0.125とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第3条の規定に基づき企業立地等事業計画の認定を受けている者については、改正後の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、ロボットを活用して社会問題を解決する先進都市を目指し、ロボット関連企業の立地等を促進するため、所要の改正をする必要による。